



# 後期高齢者医療制度のお知らせ



8月1日から有効の新しい被保険者証をお送りします

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入している方全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

平成29年8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。(有効期限をお確かめください)

交付年月日 平成29年 8月 1日  
 後期高齢者医療被保険者証  
 有効期限 平成30年 7月31日  
 被保険者番号 01234567  
 住所 大津市京町四丁目3番28号  
 氏名 広域 太郎  
 性別 男  
 生年月日 昭和 8年 4月 1日  
 資格取得年月日 平成20年 4月 1日  
 発効期日 平成20年 4月 1日  
 保険者番号 392520110  
 保険者名 滋賀県後期高齢者医療広域連合

---

一部負担金の割合 X割

---

氏名 広域 太郎  
 被保険者番号 01234567  
 一部負担金割合 X割  
 有効期限 平成30年 7月31日

▶びわ色(薄オレンジ色)になります

平成29年度の保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成29年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を7月中旬に送付します。  
**保険料の計算のもとになるのは？支払い方法は？**

平成29年度の保険料は、平成28年中の所得にもとづいて計算します。

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。



平成29年8月診療分から高額療養費の自己負担限度額が変わります

「高額療養費」とは？

1か月の医療費の負担が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた医療費分が支給される制度です。

●申請手続きは初回のみで、その後同様に支給対象となれば自動的に申請された口座へ振り込まれます。

●対象となる方には、申請勧奨案内を送付します。

●後期高齢者医療制度では、申請書に領収書の添付は必要ありません。

## 【平成29年7月まで】

割合	所得区分	外来(個人)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者	44,400円	80,100円 +1%※1 <44,400円>
1割	一般	12,000円	44,400円
	住民税 非課税	区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円
		8,000円	



## 【平成29年8月から平成30年7月※2】

割合	所得区分	外来(個人)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者	57,600円	80,100円 +1%※1 <44,400円>
1割	一般	14,000円 [年間(8月~翌7月) 14.4万円上限]	57,600円 <44,400円>
	住民税 非課税	区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円
		8,000円	

< >内は年4回以上利用する多数回該当時の4回目以降の負担額です。  
 ※1 医療費が267,000円を超えた場合は(医療費-267,000円)×1%を加算します。  
 ※2 平成30年8月からも限度額が変更されます。詳細は、今後お知らせ予定です。

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」という)を提示すると、同一医療機関での窓口負担が、ひと月の限度額までとされたり、入院時の食事代が減額されます。

### 対象となる方

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成29年度の住民税が世帯全員非課税の方。

### 手続き方法

① 昨年からの引き続き対象の方  
新しい被保険者証に同封して郵送いたします(申請手続きは不要です)

② 対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方

被保険者証と印鑑(朱肉を必要とするもの)をご持参のうえ、住民課で申請してください。

## 注意!

公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意を!

高齢者を狙った還付金等詐欺が、全国各地で多数発生しています。

滋賀県内においても、後期高齢者医療制度の被保険者宅に医療費や保険料の還付金等に関する不審な電話があつたとの報告が、複数寄せられています。

手口はいろいろも、厚生労働省、県、市町や広域連合などの職員を装い、電話をかけたリ訪問したりして金銭や被保険者証をだまし取るなどというものです。

市町や広域連合などの公的機関が、金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり、ATM(現金自動払出機)を操作するよう指示することは絶対ありません!

「おかしいな」と思われる場合は、ひとりで判断せず家族や友人に相談したり、警察、役場住民課または滋賀県後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

問い合わせ先 ◆ 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6571  
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013 HP:<http://www.shigakouiki.jp/>

## 国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください!

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

### ① 保険料申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

### ② 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※平成28年7月より制度が改正され対象者が50歳未満に広がりました。平成28年6月以前の申請は、30歳未満が対象となりますのでご注意ください。

また、平成28年度に保険料の全額免除または納付猶予された方で、申

請時に翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。(退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があつた場合には、改めて申請手続きが必要です。)

### ③ 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

※各種申請の手続きは申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できます。

※手続きには、年金手帳・印鑑(朱肉を必要とするもの)をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。

### ◆ 問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課  
☎077-567-2220  
住民課 保険年金担当  
☎0748-52-6571

# みんなで支え合う 国民健康保険

## 平成29年8月診療分から 70歳以上の方の高額療養費が変わります！

高額療養費は、医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額を国保で負担する制度です。平成29年8月から、70歳以上の方が同じ月内に医療機関等で支払う自己負担限度額が次のとおり変わります。

月の1日から月末までの診療に対して支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合、国保の窓口へ申請することにより、超えた分をあとから申請します。なお、住民税非課税I・IIに該当する方は、あらかじめ国保の窓口へ申請して「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

平成29年7月まで	所得区分		自己負担限度額		
			外来[個人単位]	外来+入院[世帯単位]	
		年3回目まで		年4回目以降※4	
現役並み所得者※1			44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般		12,000円	44,400円	—————
	住民税 非課税	II※2	8,000円	24,600円	—————
		I※3		15,000円	—————

平成29年8月から	所得区分		自己負担限度額		
			外来[個人単位]	外来+入院[世帯単位]	
		年3回目まで		年4回目以降※4	
現役並み所得者※1			57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般		14,000円 年間144,000円上限	57,600円	—————
	住民税 非課税	II※2	8,000円	24,600円	—————
		I※3		15,000円	—————

- ※1 同一世帯一定所得(145万円)以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯。
- ※2 同一世帯の世帯主およびすべての国保被保険者が住民税非課税の方。
- ※3 同一世帯の世帯主およびすべての国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方。
- ※4 過去12か月のあいだに同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。

### 70歳未満の方の自己負担限度額は変わりません

所得	自己負担限度額	
	3回目まで	4回目以降※2
901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	57,600円	
住民税非課税※1	35,400円	24,600円

- ※1 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。
- ※2 過去12か月のあいだに同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。

### 同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

1つの世帯で同じ月内に21,000円以上の一部負担金を医療機関等の窓口で2回以上支払い、その合計額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた分を支給します。家族の分だけでなく、同じ人が別の医療機関で支払った場合も合算できます。

手術や入院等により、事前に1月あたりの医療費が高額になることが分かっている場合は、あらかじめ自己負担限度額認定証の交付をうけることにより、1医療機関ごとの支払いを自己負担限度額にとどめることができます。